環境配慮契約法基本方針に関する提案 募集要領

1. 提案募集の目的・概要

- (1)環境配慮契約法に基づく基本方針に定められた契約類型の追加、見直し等に係る<u>検討の参</u>考とするため、基本方針についての提案を募集します。
- (2) 本提案募集は、特定の商品の提案や商品の審査及び認証を行うものではなく、環境負荷の低減に資する製品やサービスを調達するための契約の仕組みを提案いただくものです。
- (3) 環境配慮契約法や基本方針等を始めとした環境配慮契約に関する情報は、環境省のホームページに掲載しております。

アドレス: http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html

2. 提案資料の提出及びヒアリング

(1)提出資料

基本方針に定める契約類型の追加、見直し、具体的な環境配慮の内容や手続等についての提案に関しては提出様式. x1s をダウンロードし、ファイル内のシート【様式 $0\sim2$ 】に必要事項を記載し、以下① \sim ④の資料を提出してください。

<提出資料>

- ① 提案契約自己チェック票 【様式0】 ・・・・・・ 提案契約ごとに 2部
- ② 環境配慮契約提案書 【様式1】 ・・・・・・ 提案契約ごとに 2部
- ③ 提案契約の具体的内容 【様式2】 ・・・・・・ 提案契約ごとに 2部
- ④ 上記③の記述の根拠となる資料(様式不問)・・・・ 提案契約ごとに 2部
- (5) 上記①~④の電子ファイルを保存した CD-R 又は DVD-R ・・・・ 1 部
 - それぞれの提案内容に応じて、環境省ホームページよりダウンロードした様式に必要項目を入力し、CD-R 又は DVD-R に保存したものを提出してください。
 - CD-R 又は DVD-R には必ず提案団体名を記載し、<u>事前に必ずコンピュータウイルス</u> 検査を実施して、コンピュータウイルスに感染していないことを確認してから提出してください。

(2) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

①提出方法

提案資料は、郵送又は持参により提出してください。メール又は FAX により提出されたもの、期限を過ぎて提出されたものは受け付けませんので、あらかじめ御了承ください。郵送による場合は、封筒に「環境配慮契約提案資料在中」と記載してください。

②提出期間

受付開始:平成30年5月10日(木)受付締切:平成30年6月4日(月)

- ※ 郵送による場合は、平成30年6月4日(月)消印有効
- ※ 持参による場合の受付時間は、平日の 10:00 から 17:00 まで (12:00 から 13:00 は除く)

③提出先

環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 25 階 TEL 03-5521-8229 (直通)

(最寄り駅) 東京メトロ霞ケ関駅

(所在案内) http://www.env.go.jp/annai/map.html

(3) 追加資料の提出・ヒアリングの実施

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出等をお願いする場合があります。追加資料の提出が必要な場合は、別途御連絡させていただきます。また、必要に応じて、提案者に対するヒアリングを実施し(場所は東京を予定)、提案内容の確認等をさせていただきます。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途御連絡させていただきます。

3. 提案に当たっての留意事項

(1) 温室効果ガス等の排出削減効果の確認

提案された契約類型による温室効果ガス等の排出削減効果が客観的に確認できること (温室効果ガス等の排出削減効果について科学的知見が十分に整っていること) が必要です。

なお、環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の実施義務対象機関は、国及び独立行政法人等であり、国及び独立行政法人等による調達がない、又は極めて少ない物品等の契約に関する提案については検討の対象外となります。

(2)提案者の提供する情報の取扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。 万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合、又は提案資料の記載内 容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

(3) グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集との関係

本募集の対象は、推進する環境配慮契約の類型、契約において環境への配慮を行う具体的 方式等です。一般的な物品や役務の購入に関する環境性能を担保するための提案については、 別途環境省から記者発表する予定の「グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について」により提案してください。

4. 法の施行状況、基本方針等の検討の進め方

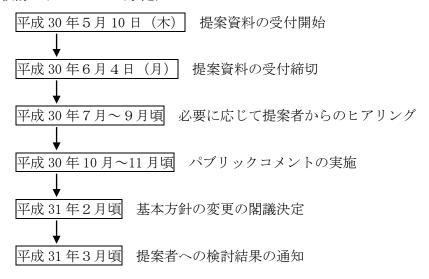
(1) ヒアリングの実施

提案資料に基づく所要の検討後、必要に応じて提案者からのヒアリングを実施します。なお、ヒアリングを実施する場合は、別途日時や場所等を連絡します。

(2) 検討結果の通知

提案についての検討結果については、環境省から提案者に対して通知します。

(3)検討スケジュール(予定)



5. その他

(1)提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等の際の交通費は、提案者の負担とします。

(2) 提案資料の取扱い

提案資料は、以下の目的以外には無断で使用しません。また、提案資料は返却しません。

- 法の施行状況の課題に関する検討、基本方針等の改定の検討、作成及び公表
- パブリックコメント
- 検討結果の公表

(3) 提出資料に使用する物品

提出資料に使用する物品は、可能な限りグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たしている物品を使用してください(各様式の用紙、CD-R 又は DVD-R のケース等)。また、紙の印刷を両面にするなど、提出に当たっての環境負荷低減に御協力ください。

(4) 問い合わせ先

環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係 担当:高橋

TEL: 03-5521-8229 FAX: 03-3580-9568 E-mail: ek@env.go.jp